

光本議員 1001

作成部局 教育委員会 No. 1

質疑要旨 今年度の組体操について、どのような分析が行われ、令和2年度からどのような方針が出されているか。

答弁要旨

学校における事故については、基本的に教育委員会に報告がなされる仕組みとなっており、教育委員会において、これまでの事故のうち、組体操での事故の分析をおこなっております。また、兵庫県においても、県内各市町の組体操における事故の状況について収集・分析をしており、これらの情報も共有しております。そのデータによると、本市でも、組体操における負傷者の発生数は、各種競技の中でも相対的に多くなっておりますが、重傷者の発生数については、この3年で6件とそこまで多いという数ではないと考えております。

ただ、兵庫県における情報を加味しますと、例えばタワーや電柱など、演目自体に留意が必要な演目もあれば、補助倒立やサボテンの失敗など、体育における「器械運動」の基礎が不十分であることが原因で負傷している事例も多くみられます。

(次ページにつづく)

来年度につきましては、技術的に難しい演目については、一定の安全配慮策を講じるとともに、本来体育の授業においてできるようにすべき基礎については、確実に実施できるよう指導する方向で整理し、校長会でも伝えているところです。

以上

(北垣教育次長答弁)

光本議員 1002

作成部局 教育委員会 No. 1

質疑要旨 令和2年度から、具体的にどの技を実施しないのか。また、全ての小中学校で、実施しない技を統一するのか。

答弁要旨

本市におきましては、来年度以降、小学校中学校では、人間起こしや電柱など一人の児童生徒に多大な負荷がかかり、重大事故につながる可能性のある技を、小学校では発達段階を考慮して、確実な補助が難しくなる3段以上のタワーや4段以上のピラミッドなどの技については禁止といたします。

また、禁止する技については、小学校中学校それぞれで統一いたします。

以上

(北垣教育次長答弁)

光本議員 1003

作成部局 教育委員会 No. 1

質疑要旨 安全への配慮を徹底するために、どのような対策をどう講じるのか。また、重大事故が続く場合の全面禁止も決断すべきだと思うが、いかがか。

答弁要旨

組体操を実施する全ての学校から、技の演技構成や安全に実施するための教員の指導体制 を記す実施計画書の提出を義務付け、計画段階で実施できる内容か点検し、指導主事が学校訪問を通して、指導方法や演技構成などについて指導、助言を行います。また、専門分野の講師を招いた研修も引き続き実施してまいります。

今年度の組体操においては、重大事故が発生しておりませんでした。今後につきましても、児童生徒の体力を考慮した演技構成を追求し、子供達の安全を第一に考え、重大事故を発生させないよう実施してまいります。

以上

(医務監答弁)

光本議員 1004 作成部局 健康福祉局 No.1

質疑要旨

代表質疑で市長は「地域で合意」と答弁されており、これは「合意書による地域代表者との合意」ではなく「地元住民の理解」でもよいということか。

答弁要旨

先日、市長からお答えしました「地域で合意」とは、野良猫不妊手術助成金交付要綱に規定しているとおおり、野良猫の生息する地域を代表する者、「社会福祉協議会長等」との合意を意味するものでございます。

以上

光本議員 1005

作成部局 健康福祉局 No.1

質疑要旨

尼崎市が「合意書による地域代表者との合意」にこだわっている理由を教えてください。

答弁要旨

野良猫不妊手術への費用助成は、野良猫の繁殖を抑制し、その数を減らしていくことを目的に実施しているTNR活動を促進するため、設けている制度です。

地域には、TNR活動に理解を示される方もいらっしゃいますが、一方で「餌やりによりカラスなど猫以外の動物が集まり、糞尿の被害が出る」、「餌自体がゴミになる」といった理由で、TNR活動に不快感を示される方もいらっしゃいます。

こうしたことから、TNR活動の実施にあたって、^は地域でのトラブルを未然に防止するため、助成金交付要綱に合意規定を設けているものです。

あるように地域代表者との

以上

光本議員 1006

作成部局 健康福祉局 No.1

質疑要旨

自治体によっては「合意書による地域代表者との合意」がなくても助成金交付が正しくされ野良猫の不妊手術が促進されている。本市でそれができない理由は何か。何がネックになっているのか。

答弁要旨

繰り返しになりますが、地域でのトラブルを未然に防止するため、合意書による活動への合意を求めているものであり、県下の近隣市においても、形は様々ですが、同様の目的で町会長の署名等により、地域の承認を求めていると伺っております。

また、地域承認を求めている自治体においても、交付申請書に「トラブル解決の責任は申請者が負う」との文言を記載しており、地域の了解を得ることが必要であると考えております。

以上

(医務監答弁)

光本議員 1007 作成部局 健康福祉局 No.1

質疑要旨

地域代表者と申請を目指していた方がトラブルになっているが、市は把握しているか。このトラブルを市はどう捉え、どう対処するのか。また、このようなトラブルを起さないよう、具体的にどのような取り組みをしていく考えか。

答弁要旨

ご指摘のトラブルにつきましては、本市に提出された要望書を通じて把握しておりますが、これは地域猫活動に対する考え方の違いから生じたと推測されるものであり、市として対処することは難しいと考えております。

これまでもお答えしておりますとおり、直ちに交付要綱を改正する考えはございませんが、地域合意が難しいという声は耳にしており、今後とも必要に応じて職員が同行し、制度の趣旨を理解していただくなど、制度の運用において工夫を重ねることにより、地域でのトラブルを回避していきたいと考えています。

以上

(医務監答弁)

光本議員 1008 作成部局 健康福祉局 No.1

質疑要旨

多頭飼育猫不妊手術助成金ができてからこれまでの間、件数、頭数、掛かった費用等、助成金の交付状況はどうなっているのか。

答弁要旨

この助成金は、平成30年4月に設けたものであり、平成30年度は交付実績がなく、今年度は、2月末現在で2件の申請に対し、手術頭数は7頭、合計76,000円の費用助成を行っています。

以上

光本議員 1009

作成部局 健康福祉局 No.1

質疑要旨

助成金の対象者として記載されている経済的理由とはどのような状況を指しているのか。動物愛護センターのさじ加減で出す出さないを決めているのか。

答弁要旨

多頭飼育崩壊が起こる背景には、様々な要因があり、生活困窮者や単身高齢者等、福祉的支援が必要な方が過剰な繁殖を抑制できず、劣悪な飼育状況を引き起こしている事例が見受けられます。

こうしたことから、交付要綱において、多頭飼育崩壊が起こっている、又は懸念されている状況において不妊手術の必要性を理解しても費用負担が出来ない方などを、「経済的理由等により飼育状況が劣悪となった者」として規定しております。

なお、交付の可否につきましては、動物愛護センターが、生活環境や動物の飼養状況などについて調査を行い、周辺環境に与える影響についても考慮した上で判断しております。

以上

(医務監答弁)

光本議員 1010 作成部局 健康福祉局 No.1

質疑要旨

助成金の要綱等は、なぜホームページに公開しないのか。公平性に欠けるのではないか。

答弁要旨

この助成金は、先ほど、申しあげましたように、経済的理由のある方等を助成対象としておりますが、本来、動物の飼い主は、飼育に関する知識やマナー、近隣への影響を十分に理解した上で、その責任の下、飼育する必要があります。

ご指摘のとおり、交付要綱等をホームページに公表しておりませんが、これは助成金制度が必要な人に交付するために行ったものであり、交付にあたりましては、動物愛護センター職員が個々のケースを詳細に調査した上で、助成目的に沿った、公平な活用に努めております。

今後は、福祉等関係部署に制度に関して情報提供を行うとともに、動物愛護団体やボランティアの皆様と意見交換を図りながら、より有効な制度運用に努めていきます。

以上

(白畑教育次長答弁)

光本議員 1011 作成部局 教育委員会 No.1

質疑要旨 PTAの「加入の任意性」についてどのような方法で伝えられ、また担保ができているのか、教育委員会は把握しているのか。

答弁要旨

PTAへの加入が任意であることの説明については、必要だと認識しておりますが、各校におけるPTAの説明がどのように行われているかについて、教育委員会で個別に把握はいたしておりません。

しかしながら、保護者から相談があったり、団体内で協議が整わないため支援が必要となれば、適宜、指導・助言を行っているところです。

以上

(白畑教育次長答弁)

光本議員 1012 作成部局 教育委員会 No.1

質疑要旨 各校の PTA に「役員免除の理由として家庭の事情を公表してはならない等」の認識がされ、担保ができているのか、教育委員会は把握しているのか。

答弁要旨

各 PTA の役員選出方法について教育委員会として、把握はいたしておりませんが、保護者からのご相談があれば適宜、対応しています。

また、PTA は任意団体ですので、会員同士で納得のいくルールにより運営されることが第一であります。何かしら運営に問題があると把握した場合は、適切な助言や指導を行ってまいります。

以上

質疑要旨 近年、契約件数・掛け金の減少により財務状況が厳しいとは何をもってそのような答弁をしたのか。

答弁要旨

一般論として、会社の売り上げが落ちたり、利益が減少したりする傾向が続いた場合、その傾向を称して「財務状況が厳しい」と表現することはあると思いますが、ご指摘の答弁は、組合の近年の共済事業の契約数の減少などの傾向を称して申し上げたものでございます。

なお、共済事業を主たる事業とする組合の財務状況を見る場合、単年度の剰余金の有無やその額だけではなく、消費生活協同組合法が目的として明示する「国民の自発的な生活協同組織の発達」といった公共、公益的な視点も考慮すべきではないかと考えております。

以上

質疑要旨 独立した組合、市の出資もない組合に、増収増益のためになぜ税金で補助金を出す必要があるのか。

答弁要旨

ご指摘の通り、本市は組合に出資はいたしておりませんが、昭和 30 年の組合の設立以来、消費生活協同組合法の趣旨を踏まえ、組合に直接職員を派遣し、20 年以上、組合はこれら職員のみによって運営されてきた経緯がございます。

現在は、職員派遣による支援から、組合の要請に応じ、ミッションにふさわしい OB 職員を紹介する人的支援に移行しておりますが、これに加えて、市長をはじめ、局長級の幹部職員が組合の非常勤の役員に就任しているのも、組合の持つ公共、公益的な役割を踏まえたものでございます。

決して、組合の増収、増益のため、補助金を支出するものではありません。

以 上

質疑要旨 公共性、公益性を盾に取り、財務状況が健全な中で、議会、市民に対して人件費補助の整合性について説明を。

答弁要旨

この度の補助金の支出は、近年、史上最大級の強風や降雨をもたらす台風が立て続けに襲来するなど、自然災害の脅威が増す中、組合員の中に火災のみならず自然災害でも保障される商品の導入ニーズが高まり、これを契機に、一人でも多くの市民の皆様に組合にご加入いただき、近年の契約数の減少傾向に歯止めをかけ、もって協同による安全、安心な市民生活の基盤を強化することを目的とするもので、公益性を踏まえたものと考えております。

先ほどもご答弁申し上げましたように、本市は、組合の設立以来、人的な支援を続けてまいりましたが、組合の体制強化のため、人件費補助を行うことによりまして、間接的ではございますが、より多くの市民の皆様が安全、安心を感じられるような生活基盤の構築を促進したいと考えたものでございます。

以上

光本議員 1018 作成部局 こども青少年局 No.1

質疑要旨 公立保育所の受け入れ態勢などの都合で、
登園自粛を余儀なくなされた家庭はあるのか。

答弁要旨

公立保育所において、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にあたり、受け入れ態勢を理由としての、登園自粛をお願いした家庭はございません。

以上

質疑要旨 池田市では、感染拡大防止のため、登園を自粛した場合の保育料や給食費を減額しているが、本市で同じ対応ができないのはなぜか。

答弁要旨

新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の保育料は、日割り計算により減額するよう国から通知があったところですが、感染予防のため、自主的に登園を控えている方への保育料につきましては、本市では減額の対象外としております。

池田市のように、自粛されたすべての保護者を日割り計算の対象にするには、①減額した保育料を保護者にどう精算するのか、歳入歳出予算をどう変更するのか、といった予算上の問題や、②認定こども園や小規模保育事業所など保育料を施設で徴収している事業者の事務

負担が増えるなどの課題があるため、全国的に見ても実施している自治体は数例にとどまっているのが現状で、本市においても、児童数や施設数が多いことからシステム改修対応などの事務的負担も想定され、直ちに実施することは困難な状況でございます。(次ページに続く)

しかしながら、自主的に登園を控えた保護者から、保育料の減額を求める声も届いていることや、今後、感染拡大防止の期間が長期化することも想定されますことから、保育料を減額することにつきましては、国及び近隣自治体の動向を注視するとともに各保育施設等の登園状況を確認しながら、対応を検討して参りたいと考えております。

以上